

改正案	現行
<p>（新株の引受権の付与の特例）                  第八条（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十四項</u>に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法<u>第二条第十一項</u>に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する。</p>	<p>（新株の引受権の付与の特例）                  第八条（略）</p> <p>2 前項の規定は、認定会社が、証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）<u>第二条第十一項</u>に規定する証券取引所に上場されている株式又は同法<u>第六十七条第一項</u>に規定する証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている株式の発行者である会社でない時に商法第二百八十条ノ十九第二項の決議をする場合に限り、適用する。</p>